

解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書

安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)は5月15日「報告書」を公表した。「報告書」は、集団的自衛権の行使を禁止してきた従来の政府解釈は「適当ではない」として、その容認を公然と求めるものとなっている。

集団的自衛権行使は、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するということである。それは、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」(憲法第9条)という憲法の歯止めを外すことに他ならない。

従来、政府は、集団的自衛権については「行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」(1983年4月、角田内閣法制局長官)とし、憲法上、許されないとしてきた。

日本が攻撃されていなくても、武力行使で協力する集団的自衛権の行使容認は、日本を戦争に引き込むものである。一内閣が憲法解釈の変更で集団的自衛権の行使を認めるというのは、まさに立憲主義の破壊である。

憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道をこそ、日本が進むべきである。集団的自衛権に対する賛否は別にし、世論調査でも解釈変更による集団的自衛権行使に反対の声が賛成を上回り、日本弁護士連合会や歴代の内閣法制局長官もこれに反対する声を上げている。

よって、国及び政府においては、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使を容認しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年6月27日

半 田 市 議 会

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣